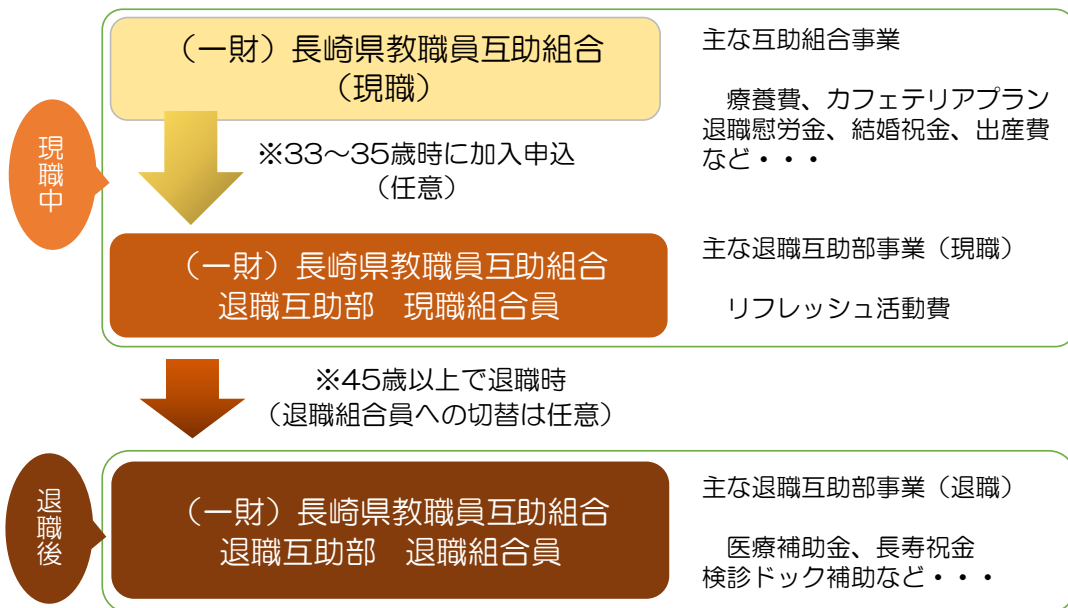


互助組合退職互助部制度について

長崎県の公立学校等をご退職された方々の互助組織です。

現職中は、教職員互助組合等が、福利厚生をサポートしていましたが、退職されると、組合員資格を失います。退職後も引き続きサポートするために、医療費補助を中心とした独自の「相互扶助」事業を実施する非営利の制度です。

| | |
|----------|--|
| 加入要件 | 原則、現職中の33～35歳時に加入申請を行う。 |
| 掛 金 | 給料の5/1000を20年間（240回）納入する。 （配偶者も加入している場合は、10/1000） |
| 掛金以外の会費等 | 一切ありません。 |



退職組合員番号について

退職組合員番号は、現職時の職員番号とは異なり、退職互助部独自の番号となります。退職互助部事業の申請・請求をされる場合には、必ず必要となりますので、ご確認くださいませよう願いたします。

退職組合員証兼台帳のほか、定例発送時（年3回）の宛名ラベルでも確認できます。

（平成25年度より「準組合員」を「退職加入配偶者」に名称変更しています）

※ハンドブックでは、退職加入配偶者を加入配偶者と省略して記載しています。

佐川急便の場合

〒850-8566
長崎市尾上町3番1号

互助 太郎 様 12345-1 M
互助 花子 様 12345-2

01 Z000-0 0

退職組合員番号

〒850-8566
長崎市
尾上町3-1

《12345-1 M》 《12345-2》

互助 太郎 様 互助 花子 様

ヤマト運輸の場合

ハイフン後の数字
1: 組合員本人
2: 加入配偶者

退職組合員番号は、覚えるか、左の確認方法を覚えておきましょう。

退職組合員番号の頭に0がある場合は、0を取った番号が、退職組合員番号となります。
02345-1
⇒ 2345 本人

※発送業者で配置が異なりますが、他社発送時でも宛名ラベルで確認できます。